

## 内 規

### 準会員の取り扱いについて

山形県カーリング協会規約(以下、規約)第5条第2項に規定する標記のことについては、規約第19条の規定により次のように定める。

- ・規約第6条に規定する入会は、準会員には定めないものとし、隨時、入会することができるものとする。
- ・規約第7条に規定する会費は、準会員には定めないものとする。
- ・競技者登録が必要な競技大会に参加することを妨げるものではない。  
但し、事前に山形県カーリング協会への入会及び競技者登録を終えておく必要がある。
- ・競技者登録を必要としない大会には、適宜参加できるものとする。
- ・総会にはオブザーバーとしての参加を認めるものとする。